

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 5 日

町内認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

南部町健康福祉課長
[公 印 省 略]

地域密着型サービス外部評価隔年実施適用申請書の提出について（依頼）

標記について、青森県地域密着型サービス外部評価実施要領に基づく、外部評価の隔年実施の適用を希望する場合は、下記のとおり、書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する運営推進会議の対応については、別紙「外部評価隔年実施の適用について（令和 2 年 3 月 4 日付け青高保第 1933 号）」のとおりですので、ご確認ください。

記

1. 提出書類

外部評価隔年実施適用申請書（様式 1）

※ 様式は町ホームページからダウンロードしてください。

【町ホームページ URL】

(<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/index.cfm/7,10359,26,335,html>)

2. 提出期限

令和 2 年 3 月 31 日（火）

3. 提出先

南部町健康福祉課介護保険班

問い合わせ先 南部町健康福祉課 電話 0178-60-7101



青高保第1933号
令和2年3月4日

関係市町村担当課長 殿

青森県健康福祉部高齢福祉保険課長
(公 印 省 略)

外部評価隔年実施の適用について

認知症対応型共同生活介護事業所における地域密着型サービス外部評価については、青森県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）の3の（3）の規定に基づき、市町村は「外部評価隔年実施適用申請書」の申請内容を確認のうえ意見を添えて、毎年4月15日までに県に送付することとしています。

また、外部評価隔年実施の要件として、実施要領の3の（2）のイでは、「運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。」と定めています。

現在、新型コロナウイルス感染症の発症事例が国内各地で確認されており、この感染拡大の防止を徹底する取組が求められていることを踏まえ、令和2年2月28日付けで厚生労働省事務連絡が発出されたことから、外部評価隔年実施の要件である運営推進会議の開催について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、事務処理にご留意くださるようお願いいたします。

記

認知症対応型共同生活介護事業所を所管する市町村において、令和2年2月28日付け厚生労働省事務連絡に基づき、運営推進会議の開催について、文書による実施、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟な取り扱いとした場合、外部評価隔年実施の要件においても、運営推進会議が開催されたものとして取り扱って差し支えないこととします。

担当：高齢福祉保険課
介護事業者グループ
釜本 慎治
TEL 017-734-9297
FAX 017-734-8090

(参考)

令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症対策推進室ほか4課連名事務連絡
(抜粋)

問10 小規模多機能型居宅介護等の外部評価について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その実施を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。
また、認知症対応型共同生活介護の外部評価について、運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していることが実施回数の緩和要件となっているが、運営推進会議を開催出来なかった場合、緩和要件を満たしていないことになるか。

(答)

外部評価の実施については、感染拡大防止の観点から、文書による実施、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

また、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、上記運営推進会議の開催のとおり柔軟に取り扱った内容やこれまでの外部評価の実施状況等も踏まえ、都道府県において、適切に判断されたい。